

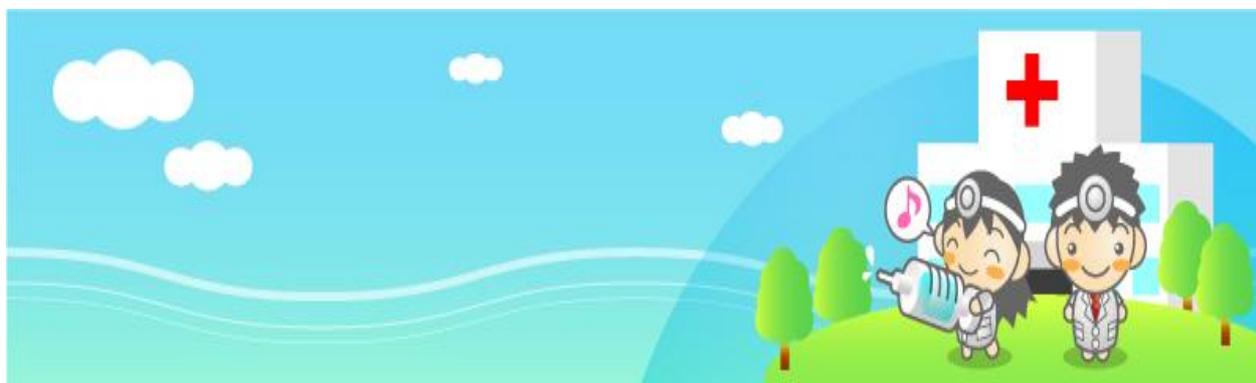
○ 情報の紹介

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まります。

65歳から74歳までの方で障害認定を受けている方は必見！！

後期高齢者医療制度は、広域連合と市町村が協力して運営する制度です。

老人保険制度を障害認定により受給されている方は、原則、後期高齢者医療制度へ移行されることとなります。ただし、届出により制度開始前に老人保険制度の資格を喪失し、現在の健康保険に引き続き加入していただくことも可能です。また、後期高齢者医療制度の資格を喪失した場合、市町村の実施する名古屋市障害者医療費助成条例制度等が引き続き受給できるかどうかは市町村により異なりますので、選択は慎重に判断してください。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。



○ これからの医療体制に対するNPO名古屋市腎友会の活動方針

- ・社会復帰のための夜間透析を維持する活動
- ・公立病院の医療スタッフの増員のお願い
- ・診療報酬改定に対して名古屋市補助の確立
- ・各区障害者自立支援協議会への参加促進運動
- ・NPO名古屋市腎友会のPRを図り、組織拡大の運動促進

○ 情報提供のお願い

NPO名古屋市腎友会では、皆様の情報やご意見を承ります。透析・腎移植医療に関することや透析を受けている皆様の身近な情報をお待ちしています。

- ・連絡先：NPO名古屋市腎友会 事務局長 高橋 元治
名古屋市熱田区2-18-24 今津ビル201号
TEL 052-653-6480 FAX 052-653-3271

編集後記(高橋金治記)

名古屋市腎友会だよりは早くも2回目の発行となりました。季節は春爛漫、桜の花も今が真っ盛りの季節、若葉もこれから伸びてきます。市腎友会だよりも人工透析の仲間の役立つように、伸びて行きたいと思っています。これからも皆様に名古屋市への陳情の報告や進捗状況を報告してまいりたいと思いますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。